

衣浦東部広域連合清掃委託業務契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の清掃作業実施基準表及び清掃委託仕様書（以下「清掃作業実施基準表等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 受注者は、この約款及び清掃作業実施基準表等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者とが協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

3 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

4 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

(委託業務届出書)

第2条 受注者は、この契約締結後速やかに清掃作業実施基準表等に基づき委託業務届出書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「衣浦東部広域連合契約規則第34条第3号の規定により全額免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限等)

第5条 受注者は、業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者に届け出なければならない。

(監督職員)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、監督職員を置くものとする。

2 監督職員は、この約款に基づき、発注者の権限とされる事項及び発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、清掃作業実施基準表等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この約款及び清掃作業実施基準表等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答

(2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務担当責任者との協議

(3) 業務の進捗の確認、清掃作業実施基準表等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(履行報告)

第7条 受注者は、清掃作業実施基準表等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(委託業務の変更又は一時中止等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止し、若しくは休止することができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 発注者は、前項の規定により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第9条 業務の処理に関し、発生した損害は、受注者がその費用を負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第10条 受注者は、各月の業務を完了したときは、その旨を完了届又は一部完了届により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第11条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額のうち当該検査に合格した部分に相応する金額の支払いを書面により請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面により、発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。この場合において、違約金の額は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延の日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額に相当する利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による契約解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 発注者の職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際しその執行を妨げたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第4条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的の達成を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行を

しないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第13条又は第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- ロ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
- ニ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- ト 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

（談合その他の不正行為に係る解除権）

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 受注者（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条又は第13条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条又は第13条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の3（中止期間が1月に満たないときは、1月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第13条又は第13条の2の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第13条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は遅延日数に応じ未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて算出した額とする。

6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた

損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除の通知)

第20条 発注者又は受注者は、第13条、第13条の2、第14条、第16条又は第17条の規定により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を発注者又は受注者に書面により通知しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る違約金)

第21条 受注者は、第14条の規定に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約規則第44条の2の規定により違約金を支払わなければならない。

(名称等の変更届)

第22条 受注者は、受注者の名称若しくは組織又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第23条 この約款の各約款において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(補則)

第24条 発注者及び受注者は、この契約に定めるもののほか、契約規則に定める各約款を誠実に履行するものとする。

2 この契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。